

## 食品安全委員会（第1017回会合）議事概要

日 時：令和8年3月10日（火） 14：00～14：25  
場 所：食品安全委員会第一会議室  
出席者：祖父江委員長ほか6名出席  
傍聴者：一般25名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目  
Escherichia coli K-12 DH1 MDO MAP1001h 株を利用して生産された  
2'-フコシルラクトース  
H-ELP 株を利用して生産された  $\alpha$ -アミラーゼ

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・ 「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針(案)」  
に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価指針案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「ニトラピリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、「ニトラピリンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.03 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) を 0.16 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「Bacillus subtilis NTI06 (pHYT2PsBG) 株を利用して生産された  $\beta$ -グルコシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等調査会におけるものと同じ結

論、

「Bacillus subtilis NT106 (pHYT2PsBG) 株を利用して生産されたβ-グルコシダーゼ」については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性、アレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「Bacillus subtilis NT106 (pHYT2PsBG) 株を利用して生産されたβ-グルコシダーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

#### (4) その他

- ・令和8年度食品安全モニターの依頼について（報告）

→事務局から報告。

選考結果を踏まえ、令和8年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。